

授産商品販売促進事業委託仕様書

1 名称

授産商品販売促進事業委託

2 事業概要

(1) 目的

障害者就労施設において生産される授産商品の販売会を開催するとともに、商品力・販売力の強化に関する研修会を実施することにより、授産商品の品質及び認知度を高め、今後の販売拡大につなげることで障害のある人の工賃向上を図る。

(2) 定義

①障害者就労施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う県内の施設

②授産商品

障害者就労施設が製造または販売する食品及び物品

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

4 業務内容

本事業委託については、以下の業務を行うこと。なお、業務の具体的な実施方法について提案がある場合は、県と協議し実施方法を決定すること。

(1) 授産商品販売会の開催

県内ショッピングセンター等において、授産商品の販売促進、障害者の工賃向上を図るため、授産商品販売会(以下「販売会」という。)を開催すること。業務の詳細については以下の通り。

①販売会の概要

出店施設	奈良県内の障害者就労施設
販売商品	授産商品
開催時期	平成30年7月～平成31年2月の間で4回(各回 土・日2日間)
開催時間	10:00～17:00
開催場所	イオンモール等県内の大型商業施設を予定 (予定)平成30年7月7日(土)、8日(日)イオンモール高の原 平成30年9月1日(土)、2日(日)イオンモール大和郡山 平成30年9月29日(土)、30日(日)イオンモール橿原 平成31年1月19日(土)、20日(日)エコール・マミ

なお、上記開催場所で開催できない場合は県が別の場所を確保する。

参加施設数 イオンモールは10施設、エコール・マミは6施設

なお、参加施設が上記施設数を下回った場合でも販売会は開催すること。

②出店施設の募集・選定

- ・販売会に出店する障害者就労施設（以下「出店施設」という。）を募集し、調整・選定を行うこと。
- ・販売会について県内障害者就労施設に印刷物やホームページ等により広く周知すること
- ・出店施設の募集・選定に関しては、事前に県と協議し了解を得ておくこと。
- ・出店施設に対して会場の使用上の注意事項や搬入・搬出作業等を説明するため、販売会開催の20日前までに販売会の事前説明会を開催すること。事前説明会の開催場所については、奈良県内で交通の便を考慮して設定すること。
- ・出店施設に対して、出店に関するアドバイス（販売商品・パッケージ・商品陳列・ディスプレイ等）を行うこと。
- ・出店施設に対して、出店料を徴収しないこと。

③販売会開催会場との調整

事前に販売会開催会場と十分な打合せを行い、当日の運営に支障のないようにすること。

④許可申請手続

販売会開催にかかる保健所等への許可申請手続を行うこと。ただし、販売会開催会場の借り上げ及び使用申請は県が行う。

⑤広報

- ・販売会について広く周知するため、ポスター、チラシ、ホームページ等を活用し、効果的な広報を行うこと。
- ・出店施設及びその授産商品の紹介・PRも併せて行うこと。

⑥集客イベントの企画開催

多くの集客を誘引し、授産商品の認知度向上につながるようなイベントを企画し、販売会と併せて開催すること。

⑦販売会当日の開催運営

- ・看板、装飾等必要な設備の調達と設営を行うこと。
- ・来場者及び出店施設への対応、会場の警備、安全管理、撤収作業等を行うこと。
イオンモール橿原での設営及び撤去作業の際には、イオンモール橿原指定の警備員を必ず配置すること。

⑧販売会に関する問い合わせ対応

受講者その他の者からの本販売会に関する問い合わせに適切に対応すること。

⑨担当者の配置

当該販売会開催業務の担当者を配置すること。

⑩上記に掲げるほか、販売会の開催運営に必要な一切の業務を受託者において実施すること。

(2) 商品力や販売力の強化に向けた研修会等の開催

授産商品の品質向上や新商品の開発を推進するため、専門家による商品力や販売力強化に関する研修会や商品アドバイスを開催すること。業務の詳細については以下の通り。

①参加対象者

障害者就労施設で直接支援にあたる職員等

②開催回数

研修会2回以上、商品アドバイスを1回以上を平成31年2月までに開催すること。

③実施内容

障害者施設職員の意識向上とスキルアップを目的に、障害者就労施設が製造する商品の商品力・販売力強化に資する研修会を開催すること。

商品アドバイス会については、障害者就労施設が製造する商品に対して専門家のアドバイスを受けることができる機会を提供すること。

④開催場所

奈良県内で開催し、交通の便を考慮して設定すること。

⑤定員規模

研修会は50名、アドバイス会は10施設程度を予定すること。研修会1回あたりの開催日数が2日間以上の場合であっても、各日とも50名を予定すること。

⑥講師の選定、連絡調整等

研修の講師の選定に際しては、その内容に関して専門的な知識や指導・助言実績等を有する者を講師として選定すること。

商品アドバイスの講師の選定に際しては、障害者就労施設が製造する商品(菓子・雑貨)に対して製造やデザイン等について専門的な指導・助言することができる者を選定すること。

また、講師への講義依頼、連絡調整等を行うこと。

⑦参加者の募集・申込受付

- ・研修会等の開催について、障害者就労施設に印刷物やホームページ等により広く周知し、参加者の募集、申込受付を行うこと。
- ・研修会開催費用は委託料に含まれるため、受講者から徴収しないこと。

⑧研修会等の準備

- ・研修会等で使用する資料については、講師と調整のうえ、準備すること。
- ・資料等を研修会場まで搬送すること。
- ・講師が研修で使用する機器等を準備すること。
- ・受講者から研修の内容等に関する意見を採るためのアンケートを作成すること。

⑨研修会当日の運営

- ・会場との連絡調整、機器等の準備、会場設営、受付、司会進行、講師対応、資料やアンケートの配布、アンケート回収、片付けその他研修を運営するために必要な業務全般を行うこと。
- ・研修会受講者名簿を作成し、受講状況の管理を行うこと。なお、研修会終了後、作成した名簿を県に引き渡すこと。

⑩研修会等に係る経費の支払い

講師謝金や会場使用料その他研修会の開催に必要な経費の支払いを行うこと。

⑪研修会等に関する問い合わせ対応

受講者その他の者からの本研修会に関する問い合わせに適切に対応すること。

⑬担当者の配置

当該研修会等開催業務の担当者を配置すること。

⑭県との協議

上記研修会等の開催日の決定、③研修等実施内容の決定、⑥の講師の選定、⑦参加者の募集・申込受付をする場合は、事前に県と協議し了解を得ておくこと。

⑮上記に掲げるほか、研修会等の開催運営に必要な一切の業務を受託者において実施すること。

5 業務体制

- (1) 受託者は、本事業委託全体の統括責任者を定め、各業務の遂行に必要な指導監督にあたらせること。
- (2) 受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表を作成し契約後1週間以内に提出し県の下承を得ること(様式任意)。

6 定例会議への出席

- (1) 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催す

- る定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、年に1回以上県が招集する。
 - (3) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。
 - (4) 定例会議を開催した場合は受託者において議事録を作成すること。

7 委託業務実施報告書の提出

本事業を完了したときは、遅滞なく販売会の開催実績（開催日時、出店施設、出店施設毎の売上等）や研修会等の開催実績（開催日時や出席者、研修会等概要等）を記載した委託業務実施報告書を提出すること。

8 費用負担

本業務の履行にかかる費用については、すべて受託者が負担するものとする。

9 秘密の遵守

本業務の受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

10 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

11 その他

- (1) 県の判断により天災の発生等やむを得ない事情により販売会や研修会等を中止することがある。この場合の委託料の取り扱いは県と協議の上、県が決定する。
- (2) 本事業における販売会や研修会開催等に際しては、名札や開催案内チラシ、配布資料等に奈良県の委託事業であることを明示すること。
- (3) 本事業の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。）については県に譲渡するとともに、著作者人格権は行使しないこと。
- (4) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議の上決定するものとする。

<別 紙>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、奈良県(以下「甲」という。)の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。